

# いつも、最前線で様々な子どもたちと 関わってくださっている学校現場の先生方へ 児童生徒向けリーフレット配布に際して、お伝えしたいこと

## はじめに

今、ヤングケアラーの状況によって子どもの健やかな育ちが損なわれていることが社会的問題となっています。リーフレット配布の目的や懸念点をお読みいただき、児童生徒への指導等をよろしく願います。

## 先生方に知っていただきたいこと

ヤングケアラーとは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことです。

もしかしたら、先生方の中には、こうしてヤングケアラーのことが取り上げられるようになるよりもずっと前から、家族のために頑張っている子どもたちと関わり、一緒に悩んだり、問題意識をもったりされていた先生が、多くいらっしゃるのかもしれません。

奈良県では、児童生徒一人ひとりの実情に応じた支援の強化などを目的として、ヤングケアラー支援室が設置されました。

ヤングケアラーの状況は、家庭内のバランスが（一時的に）崩れることで起こってきます。家庭内のバランスを整えることが、ヤングケアラー支援の重要な視点となります。

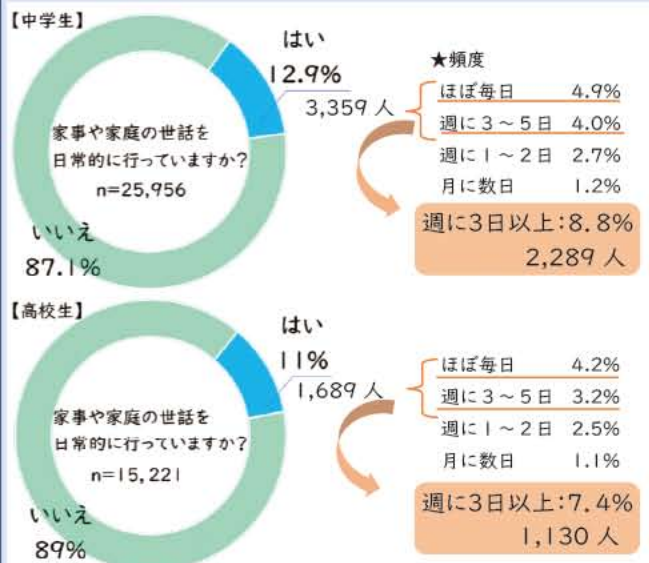
ヤングケアラー支援は、様々な機関が手を取り合って行うことになります。

その中で学校現場は、ヤングケアラーの子どもたちに「気づく・見守る※・つなぐ」ことができる場所となり、重要な機関のひとつと言えます。

令和6年6月「子ども・若者育成支援推進法」改正

奈良県では中学生・高校生とともに約10%の子どもがヤングケアラーの状況にあることが明らかになりました。

※R4年度奈良県ヤングケアラー実態調査



令和5年2月には「奈良県ヤングケアラー支援に関する取り組み方針」が出されました

令和6年6月には「子ども・若者育成支援推進法」に、「ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象」として明記されました

※令和5年6月に「ヤングケアラー見守り・支援のためのチェックリスト」を配布

p.2「学校だからこそ担える役割」参照